

2 元方等を通じた安全衛生管理体制の実現について

① 一体的な安全衛生管理の構築について

検討の視点

(1) 報告書では、事業を同一の場所で開催し、密接な経営上の関係がある等、一定の条件下において、企業グループ内の事業場の安全管理者等が、企業グループ内の他の事業場における安全衛生管理を併せて実施することが可能となるような仕組みが必要と提言しているが、一人の安全管理者が複数の事業場の安全管理をまとめて行った方が効果的な場合とはどのようなものが考えられるか。例えば、対象となる事業場が同一の場所にあることが必要ではないか。

また、密接な経営上の関係とは具体的にどのようなものが考えられるか。例えば、分社化された親子事業場である場合などが考えられるがどうか。

さらに、衛生管理者についても同様の仕組みが必要と考えられるがどうか。

(2) また、報告書では、職場の安全衛生管理体制の確保・向上を図っていく上では、外部資源の活用を図ることも有効であり、有害業務がない業種等について、事業場に直接雇用されていない者であっても、一定の条件の下、衛生管理者に選任できるような仕組みが必要という趣旨の提言があるが、例えば、第二種衛生管理者の選任が認められている業種にこのような仕組みを導入してはどうか。

また、導入にあたっては、どのような条件を満たせばよいと考えるか。例えば、常勤であれば、労働者派遣や準委任を認めてはどうか。

2の① 一体的な安全衛生管理の構築について

検討会の提言の概要

ア 一体的な安全衛生管理の構築等

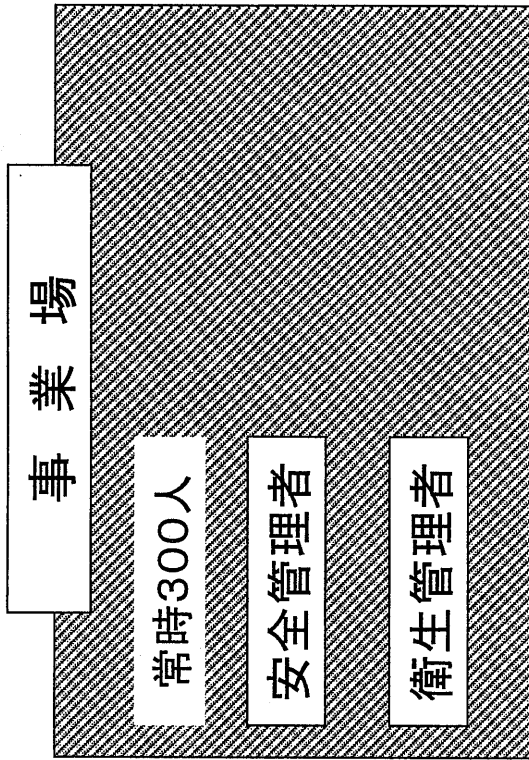
企業の分社化等組織形態に関する構造的変化が進む中で、企業分割等により生じた企業グループにおいては、それまでの安全衛生管理のシステム、ノウハウが活かされるよう一体的な安全衛生管理を推進することが適当な場合もある。

このため、事業を同一の場所で開催し密接な経営上の関係がある等、一定の条件下において、企業グループ内の事業場の安全管理者等が、企業グループ内の他の事業場における安全衛生管理を併せて実施することが可能となるような仕組みが必要である。

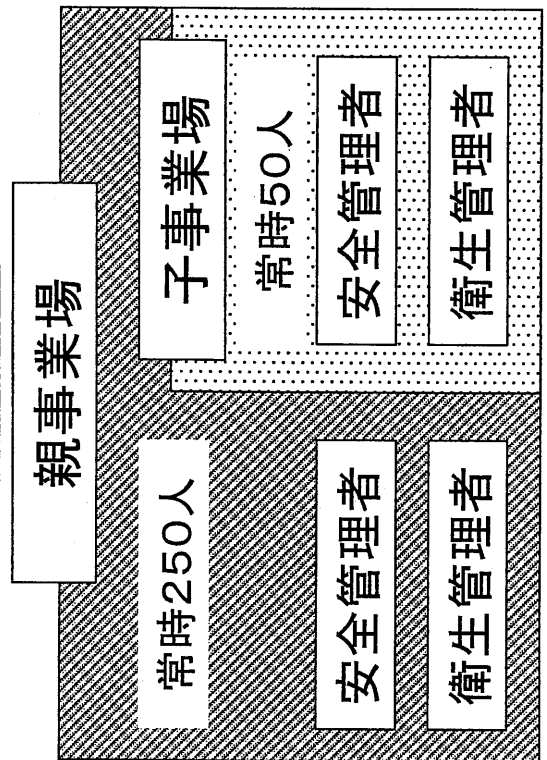
また、職場の安全衛生管理体制の確保・向上を図っていく上では、必ずしも事業場内の資源に限定せず、外部資源の活用を図ることも有効である。このような観点から、例えば有害業務がない業種等について、事業場に直接雇用されていない者であっても、一定の条件の下、衛生管理者等として選任できるような仕組みが必要である。

分社化に伴う安全管理者等の兼務の考え方

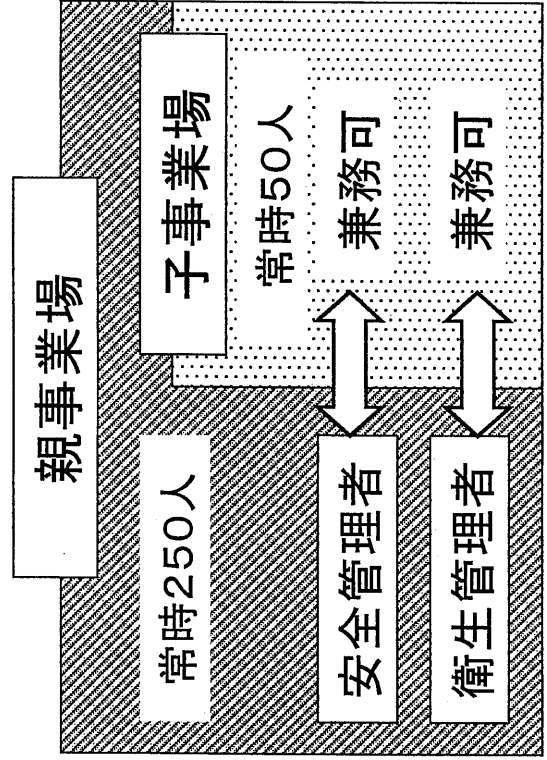
分社化前



現行



分社化後



試案

- ・ 分社化された親子事業場であること(連結会計制度における親子会社であること)
- ・ 対象となる事業場が同一の場所であること

等をすべて満たす場合に限る